

生産緑地法：特定生産緑地制度

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。
10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

特定生産緑地に指定する場合

(H4)

都生
市產
計綠
畫地
的地區
示の

相続の発生

當農を継続

所有者等の
意向を前提

指定

X

買取り申出が可能

税制

生産緑地として税制特例措置

- 相続税等：納稅猶予の適用
- 固定資産税等：農地課税

(H34)

告示から
30年経過

相続の発生

所有者等の
意向を前提

特定生産緑地の指定の告示

○

X

買取り申出が可能

特定生産緑地として税制特例措置が継続

- 相続税等：納稅猶予の適用
- 固定資産税等：農地課税

(H44)

特定生産緑地の
指定から10年経過

10年毎に更新可能

指定期限の延長の告示

特定生産緑地に指定しない場合

都生
市產
計綠
畫地
的地區
示の

相続の発生

當農を継続

指定

X

買取り申出が可能

税制

生産緑地として税制特例措置

- 相続税等：納稅猶予の適用
- 固定資産税等：農地課税

以降、特定生産緑地の指定は受けられない

いつでも買取り申出が可能

買取り申出するまでは生産緑地地区としての規制継続

相続の発生

X

税制特例措置なし(激変緩和措置あり)

- 相続税等：次の相続における納稅猶予の適用なし

激変緩和 既に納稅猶予を受けている場合、次の相続までは、現世代に限り猶予継続

- 固定資産税等：宅地並み課税

激変緩和 5年間課税標準額に軽減率を乗じる